

# 三股町原油価格・物価高騰農業者支援金に関するお知らせ

町では、農業関連の経費高騰により、農業経営に支障が生じている町内農業経営者の負担軽減を図るために、予算の範囲内において『**三股町原油価格・物価高騰農業者支援金**』を交付します。

## 交付対象者等について(三股町原油価格・物価高騰農業者支援金交付要綱 第2条)

要件 1	令和8年1月1日時点において、町内に住所を有する個人又は主たる事務所を有する農業法人等であること。
要件 2	所得税申告又は町税の申告を行っている農業経営者で、令和7年分の農業収入金額が120万円以上あること。
要件 3	当該支援金の交付を受けた後においても、事業継続の意志があること。
要件 4	町税の滞納がないこと。

## 支援金額について(三股町原油価格・物価高騰農業者支援金交付要綱 第3条)

個人	1経営体あたり5万円
法人等	1経営体あたり10万円

## 申請に必要な書類等について(三股町原油価格・物価高騰農業者支援金交付要綱 第4条)

番号	申請書類及び添付種類	注意点
1	申請兼実績報告書(様式第1号)	
2	誓約書(様式第2号)	
3	交付請求書(様式第3号)	
4	口座情報が確認できる通帳のコピー	金融機関、支店名、預金区分、口座番号、口座名義人が確認できるもの
5	令和7年分の農業収入金額が証明できる書類など	令和7年分の農業所得用収支内訳書など税申告時資料
6	その他町長が必要と認める書類	

上記、番号1～3の様式については、町ホームページよりダウンロードできます。

### 《申請期間・時間》

令和8年12月18日(金)まで (土・日 祝日を除く)  
午前9時～午後4時

### 《申請場所》

役場西側3階 農業振興課 農政企画係

### 《お問い合わせ先》

農業振興課 農政企画係 ☎52-9086 (直通)

